

## 環境放射能調査に関する検討の実施について

平成18年11月  
防災環境対策室

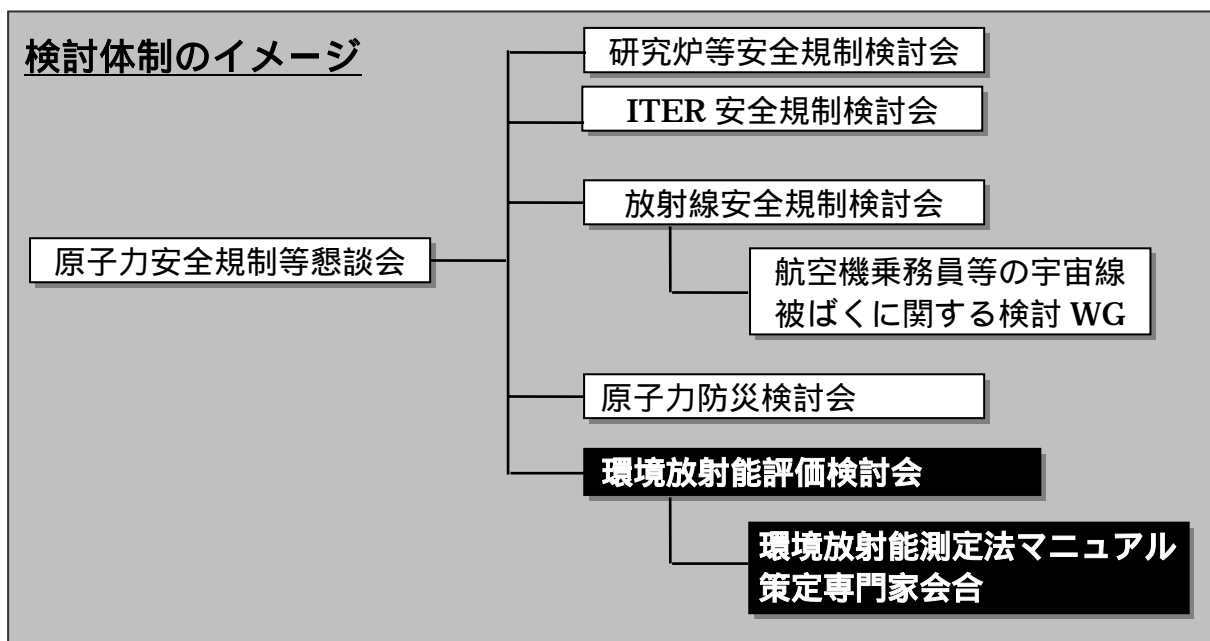
### 1. 検討会設置について

現在我が国の環境放射能調査は、各調査事業毎に調査結果の検討・評価が実施されており、環境放射能調査の総合的な検討・評価は平成14年度に実施しているものの、それ以降は行われていない状況にある。

それを踏まえ、今後の環境放射能調査をより有効に実施するため、科学技術・学術政策局長の私的懇談会である原子力安全規制等懇談会の下に、各事業の環境放射能調査をあわせて、環境放射能評価検討会を新たに設け、総合的に環境放射能調査等の結果を検討し、必要に応じて調査内容を評価することとする。

加えて、今後の状況により即した環境放射能調査を図るため、当該検討会の下に「環境放射能測定法マニュアル策定専門家会合」を設け環境放射能測定法マニュアル策定等の検討を行うこととする。

### 2. 検討の体制



### 3. 検討の体制

- (1) 放射能調査研究等に関する評価・検討
- (2) 環境放射能測定法マニュアル専門家会合の報告（会合終了後適宜報告）

## 「平成18年度第1回環境放射能評価検討会」の開催について

平成18年10月27日  
科学技術・学術政策局

### 1. 開催目的・趣旨

これまで実施されてきた環境放射能調査は、海洋環境放射能については、当省主催の海洋環境放射能総合評価委員会において検討を進めて評価を行ってきたところであるが、その他の環境放射能については、発表会は実施しているものの検討・評価は調査事業毎に各々実施しているのが現状であった。

よって、今後は海洋環境放射能調査とあわせてその他の環境放射能調査についても本検討会の下、検討・評価を行うこととする。

加えて、今後の状況により即した環境放射能調査を図るため、当該検討会の下に「環境放射能測定法マニュアル策定専門家会合（仮称）」を設け環境放射能測定法マニュアル策定等の検討を行うこととする。

### 2. 検討内容

現在我が国で実施されている環境放射能調査（海洋環境放射能総合評価事業、環境放射能水準調査等を含む）について総合的評価を行う。

海洋及び陸域における環境放射能調査結果の評価・検討を行う。

本検討会の下に「環境放射能測定法マニュアル策定専門家会合（仮称）」を設けて環境放射能測定法マニュアルの策定等の検討を行い、適宜本検討会に報告を行う。

### 3. 庶務

検討会の庶務は、原子力安全課防災環境対策室において処理する。

### 4. 検討会構成員

別添のとおり

別 添

(あいうえお順)

赤 羽 恵 一 (独)放射線医学総合研究所重粒子医学センター  
医療放射線防護研究室主任研究員

浅 野 智 宏 (独)日本原子力研究開発機構 東海研究開発センター  
核燃料サイクル工学研究所保安管理部次長

飯 田 孝 夫 名古屋大学大学院工学研究科エネルギー理工学専攻教授

長 見 萬里野 (財)日本消費者協会参与

木 村 秀 樹 青森県原子力センター 分析課 総括研究管理員

小佐古 敏 荘 東京大学大学院工学系研究科原子力国際専攻教授

津 旨 大 輔 (財)電力中央研究所環境科学研究所  
物理環境領域主任研究員

東 嶋 和 子 科学ジャーナリスト

長 岡 鋭 (独)日本原子力研究開発機構 原子力基礎工学研究部門  
研究推進室長

成 田 脩 (株)ペスコ 参事

橋 本 和 子 茨城県環境監視センター放射能部主任研究員

久 松 俊 一 (財)環境科学技術研究所環境動態研究部長

廣 瀬 勝 己 気象研究所地球化学研究部長

皆 川 昌 幸 (独)水産総合研究センター中央水産研究所海洋生産部  
海洋放射能研究室長

宮 原 邦 之 全国漁業協同組合連合会代表理事専務

吉 岡 満 夫 福井県原子力環境監視センター 所長

構成員は必要に応じ適宜変更できるものとする。

# 環境放射能評価検討会の運営について

平成18年10月27日

環境放射能評価検討会（以下、「検討会」という。）の運営については、以下のとおり進めることとする。

1. 検討会の会議、会議資料は、次に掲げる場合を除き、公開とする。
  - (1) 商業上、外交上の機密等個別利害に直結する事項に係る案件
  - (2) その他、審議の円滑な実施に影響が生ずるものとして、検討会において非公開とすることが適当であると座長が認める案件
2. 検討会の議事録については、検討会出席者の了解を得た上で、議事録概要を公開する。
3. 検討会の傍聴については、以下のとおりとする。
  - (1) 一般傍聴者  
一般傍聴者については、予め定める日時までに原子力安全課防災環境対策室に登録する。  
受付は、基本的に申し込み順とし、多数の傍聴者が予想される場合には、抽選も考慮する。
  - (2) 報道関係傍聴者  
報道関係傍聴者については、1社につき原則1名とし、開催前日17時までに原子力安全課防災環境対策室に登録する。
  - (3) その他  
傍聴者が、会議の進行を妨げていると座長が判断した場合には、退席を求めることができることとする。また、座長が許可した場合を除き、会議の開始後に入場し、または会議を撮影、録画、録音することを禁止とする。その他、詳細は座長の指示に従うこととする。
4. その他  
その他、検討会の運営に必要な事項については別に定める。